

今までの図書館協議会で出された意見に対する検討結果

1. 視聴覚室一般貸出しの検討

- 視聴覚室の一般貸出しについては、視聴覚室を会議室と位置付けることによる有料化と、視聴覚室の目的外利用料金を定める有料化の二種類があります。
- 視聴覚室を会議室と位置付ける場合、入間市立図書館設置及び管理条例、入間市立図書館西武分館会議室利用及び利用料金条例の改正が必要となります。
- 利用料金は条例改正が必要であり、試行による料金の半額設定は困難です。
- 利用料金を設定する場合、会議室の利用料金の算出方法を参考にしますが、1時間あたりの単価は高額になり過ぎないように配慮する必要があります。
- 一般貸出しを試行する場合、利用状況の確認や課題を抽出するなどの研究が主眼となります。

2. 視聴覚室一般貸出しで想定される事項

- 楽器・カラオケ利用などは利用制限対象となると考えられ、利用団体から指定管理者たる西武分館長が利用目的を聴取したうえでの利用許可の可否を判断することになります。
- 視聴覚準備室（映写室）は備品の管理上、一般利用者の視聴覚準備室への立ち入りは認めない方がよいと考えます。
- 音響機器（アンプなど）の操作をする職員を配置することは難しいため、視聴覚室を利用する団体にはポータブルアンプとワイヤレスマイクを貸出すことが有

効と考えます。こうすることにより、視聴覚準備室への立ち入りと音響機器の操作を不要とすることが可能となると考えます。

- 西武分館の駐車場は 20 台分しかないため、発表会など多数来館する場合、車の来館を控えていただく必要がありますが、駐車場利用可能台数を指定することは難しいと考えます。
- 利用者には「利用者の遵守事項」を定め、守ってもらうことが必要であると考えます。具体的には飲食禁止の徹底、他の利用者に迷惑を及ぼさないことなど、指定管理者が定める事項を「利用者への周知用チラシ」として作成する必要があると考えます。

3. 自主事業における活用

- 夜間上映会については利用者のニーズを探り、試行できないか検討します。映画会等の回数増については、平成 31 年度事業計画のなかで反映する予定です。
- 映画以外のイベントは平成 30 年度においても実施済みですが、更に検討していきます。
- 広報・PR については、館内に「上映会コーナー」を設け、利用促進を図っています。また、近隣施設へのチラシ掲示依頼を検討しています。
- 駐車場確保は現状では難しいですが、コミュニティバス活用に関しては、映画上映時間を再検討しています。